

令和5年10月25日

横浜町職員の懲戒処分について

下記の事案につきまして、関係職員の懲戒処分を行いました。

記

1. 事案の概要

令和5年6月29日深夜、青森市内の飲食店で飲酒した後、飲酒による自動車の運転を行ったことが自らの申告により判明した。

このことは、信用失墜行為の禁止を定める地方公務員法第33条の規定に違反するとともに、全体の奉仕者としてふさわしくない非違行為に該当する。

2. 処分日

令和5年10月25日（水）

3. 被処分者及び処分内容

建設水道課 主事 男性 20歳代「戒告」